

積立式期日指定定期預金 商品説明書

商 品 名	積立式期日指定定期預金（エンドレス型）[複利型]
販売対象	・個人の方のみ
期 間	・3年以上 この預金はお預入のつどお預入の1年後の応答日を据置期間満了日3年後の応答日を最長お預入期間とする一口ごとの期日指定定期預金となります。満期日は、据置期間終了後、最長お預入日までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、1ヵ月前までに通知を必要とします。その場合は1万円以上の金額をご指定ください。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・分割預入 ・1回当たり100円以上 ・1円単位
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・各分割お預入日における、お預入日からお預かり期限（解約するときは満期日）の前日までの日数に応じた期日指定定期預金の店頭表示の利率を適応します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
税 金	・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
手 数 料	・なし
付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替によるお預入ができます。 ・個人の方はマル優の取扱いができます。
中途解約時 の取扱い	・満期日前に解約する場合は、(別紙 23 ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」の(2)自由金利型期日指定定期預金のとおりお支払いします。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 </p>
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日またはご継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

(令和6年7月17日現在)